

## 第24回大空町農業委員会総会議事録

平成28年5月23日 第24回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一
20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ
23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二	25番 山神 正信

#### (2) 欠席者

### 2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥    主査 渡邊 豪    主事 安念 真人    主事 鈴木 聡

第 2 4 回大空町農業委員会総会議事録

(午後 4 時 00 分)

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 24 回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程 2 に基づきまして、農業委員憲章を朗読いたします。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>暑い日が数日続いているわけですがけれども、先月の 29 日の雪、また今月に入りまして 8 日の大風で、かなりビートだとか、直播ビート、健苗ビートが弱ったみたいでございます。また、これも 4、5 日のこの天気で、かなり麦も伸びてきましたし、ビートも少し良くなってきた状態だったと思います。</p> <p>今は、豆類の作付の最中かなと思います。段々作物も回復して、良くなるのではないかと考えております。</p> <p>今日は、総会の後に観桜会もございますので、引き続き宜しくお願いしたいと思います。</p> <p>第 24 回の総会のご審議を宜しくお願い致しまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>4 月 22 日開催の第 23 回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第 24 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 4 時 6 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、24 名全員であります。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第 7 条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件は、議案第 1 号から議案第 4 号までの合計 16 件であります。以上でございます。</p>

山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第 14 条第 2 項」の規定に基づき議長において、21 番 江口委員、22 番 石原委員を指名いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 5 月 23 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、売主はすでに離農しており、今回申請のあった箇所について隣接者に売買したいとの農地法第 3 条第 1 項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1 ページに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。</p> <p>今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 5 月 23 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、先月の総会において、議決していただきましたが、北海道農業会議の意見聴取の過程において、土地の買主と施設の建設者が異なることが不適切であるとの指摘を受け、農地法施行規則第 47 条第 5 号ニの特例を適用した土地の造成工事として、再度申請をいただいた案件であります。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面については、2 ページに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
小久保委員長	<p>はい。</p>
山神会長	<p>小久保委員長。</p>
小久保委員長	<p>もう一度すみません。最初、これで駄目でこうと。聞き逃したので、もうちょっと。</p>
渡邊主査	<p>前回の時と申請人は変わっていないのですけれども、建設建物の建設部分を○がするというような申請で頂いておりました。</p> <p>北海道農業会議の意見の過程に於きまして、土地の所有する人と、転用の実施事業者、転用の実施事業者というのは、建物を建てたりする方なんですけれども、そこが異なることについて、不適切だというようなご指摘を受けております。</p> <p>今回、農地法の施行規則第 47 条に於きまして、農業振興地域整備計画に定められた施設の建設のための土地造成については、特例で土地造成だけの転用が認められることになります。</p> <p>明らかに施設が建つことがわかっている物に対して、計画で定められた</p>

	<p>ものに対しての土地造成については、特例で転用ができるような状況であります。</p> <p>土地の造成につきましては、〇方で実施するという事になっておりますので、農業委員会における転用の手続きと致しまして、土地の造成をするところまでの転用の申請を頂くことにさせて頂きました。</p> <p>こちらは農業会議の方で土地の買主と施設の建設者が異なる部分についてご指摘を受けたので、そこを改めた形になります。</p> <p>そのため、土地の造成が終わった段階で、農地転用が完了することになります。なので、町から今度、建物を建てますという申請は出てきません。</p> <p>土地の造成が終わった段階で、転用が終了という形になりますので、宜しくお願い致します。</p>
山神会長	よろしいでしょうか。
小久保委員長	<p>その特例というのも意味がよくわからない。</p> <p>その下にちょうど、住宅建設の転用がありますよね。それと同じ形になればいいという意味なのか。</p> <p>特例というのは、どんな特例なのか。</p>
渡邊主査	土地の所有者と建物を建てる方が違う事についてです。
小久保委員長	それが特例なんですね。
山神会長	よろしいでしょうか。
小久保委員長	わかりました。ありがとうございます。
山神会長	その他、所有権移転関係 1 番について、ご質疑ありますか。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。その他、所有権移転関係 1 番について、ご質疑ありますか。これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

渡邊主査	<p>次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に住宅を建設したいとの農地法5条の申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5月23日に第4地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、3ページから6ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては、5月23日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。以上です</p>
山神会長	<p>暫時休憩します。 (午後4時17分)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (午後4時19分)</p> <p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、一時的に火山灰採取がしたいとの農地法5条の申請があった案件であります。</p>

	<p>本件については、5月20日に第1地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、一時転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、7ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては5月20日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、一時転用はやむを得ないものと判断しております。以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に馬鈴薯貯蔵施設を建設したいとの農地法5条の申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5月18日に第3地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存住宅の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、8ページから11ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>

藤野委員長	当案件につきましては5月18日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。以上です
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成28年5月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</b> 更新の案件です。そのため図面を省略しております。 借主の経営面積は23.8ha、労働力は4人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)



山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から10番について譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成28年5月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第4号所有権移転関係1番から10番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、1番については平成17年度。2番以降については、平成23年度に農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社が一時保有していた農地を農業者に売却する案件であります。</p> <p>前所有者につきましては、次のとおりです。</p> <p>1番は、○さんと○さん。</p> <p>2番は、○さん。</p> <p>3番は、○さん。</p> <p>4番は、○さん。</p> <p>5番は、○さん。</p> <p>6番と7番は、○さん。</p> <p>8番と9番は、○さん。</p> <p>10番は、○さんとなります。</p> <p>図面につきましては、過去の総会等でお示ししておりますので、省略させていただきます。以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番から10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の所有権移転関係1番から10</p>
委員	<p>番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

山神会長	(異議なしの声)
渡邊主査	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
山神会長	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年5月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>
委員	<p><b>【報告1号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
山神会長	<p>(無しの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時32分)</p>